

第十三回国会 衆議院 農林委員會 議録 第二十二号

昭和二十七年四月三日(木曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君

理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君

理事 井上 良二君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

越智 茂君 小淵 光平君

坂田 英一君 坂本 實君

幡谷仙太郎君 吉川 久衛君

高倉 定助君 竹村奈良一君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

委員外の出席者

議員 藥師神岩太郎君

農林事務官 河井大治郎君

(農地局管理 部長代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

農林技官(農地局建設部長 代理) 堀 直治君

林道谷相線開設の請願(長野長廣君 紹介)(第一八八八号)

有畜農家の創設維持対策確立に關する請願(小平忠君紹介)(第一九〇二号)

しいたけ栽培村として具取調村指定の請願(宮水格五郎君紹介)(第一九〇三三号)

農業改良普及員の定員確保に關する請願(岩川與助君紹介)(第一九〇四号)

農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に關する法律の一部改正に關する請願(岩川與助君紹介)(第一九〇五号)

国内産含蜜樹改良増産事業国庫補助に關する請願(岩川與助君紹介)(第一九〇六号)

嶺南動物検疫所敷設出張所存置の請願(坪川信三君紹介)(第一九〇七号)

開拓者の保護対策確立に關する請願(椎原三郎君紹介)(第一九二二号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

系系行政機構独立存置に關する陳情書(宮城県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(新潟県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(京都府系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

同(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三三号)

林野行政機構改革に關する陳情書(熊本県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三七号)

地主の土地返還等に關する陳情書(三重県系系協會長岡崎祐吉外九名)(第一一四三八号)

畜産局の整備強化に關する陳情書(社団法人日本畜産協會長岸良一)(第一一四九号)

有畜農業振興措置具体化促進に關する陳情書(東京都議會議長菊池民一外九名)(第一一五〇号)

本日會議に付した事件

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案(坂本實君外四十六名提出、衆法第二一五号)

○松浦委員長 これより農林委員會を開會いたします。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案を議題といたし、審査を進めます。御質疑または御意見のある方は発言を許します。

○井上(農)委員 昨日、本案の成立後の予算的措置について、政府當局に質問をいたしましたのでありますが、問題は、本案が成立後において一体どのくらいの予算を必要とするかというところ、およびその見当をいかなるものか、おおよそ見当をつけないければならぬというの、私の質疑の中心でございます。積算法によりまして、約五十億に近い金が本年度予算にも計上されておりますが、今度はその積算法よりもつと広範の、しかも非常に

條件の悪い地帯において農業生産力を高めて行こうという法案でございますから、これは相當額の予算的措置の裏づけを必要とするのであります。その点に對する見通し、またその点に對する予算的見通し、事務當局ではどうおつけになつておるかということが非常に大事になつて来る。昨日、本案の成立に伴つて、近く補正予算等が編成されます場合は、當然この予算的措置を要求するといふお話でございますが、それによつて、全体の、全体のおよその計画について、一つの見通しといふものです。見通しといふものが、要になつて来なければならぬのじやないか。そこでこれは、すぐにそういう具体的な確証のある答弁を求めたい。は、實際不可能でないかという氣も一方においてはいたします。というものは、急傾斜地帯の實際の調査というものが政府にまだつきりつかめてない。それからまたその急傾斜地帯が、特に初年度どういふ地帯を選定するとか、どの範圍に行うとか、一体どういふ方針と見通しをもつて實際の仕事をするかといふことについて、まだ具体的な対策が少しも立てられていないやうな感じがするのであります。そういうときにこれら急傾斜地帯を対象にした予算的措置を全体でどのくらい考へておるかといふことを聞いても、非常にむづかしいやうなことになるが、政府としましては、さつぱららんの話、私が今申ししたやうに、一応この法案が成立いたしますと、さしあたり全國の

急傾斜地帯でさつきやうに本案の適用し得る地帯の設定といふですか、そういう仕事からかかつて、その上で予算的措置を講ずる段取りになるのじやありませんか、その点をこの際一応明らかにしてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○坂本(實)委員 ただいま井上委員の御質問でございますが、提案者といひまして一言お伝えしておきたいと思ひます。この法案をつくり出す過程におきまして、大蔵省ともいろいろ折衝いたしましたのでございまして、折衝の御出身であります。池田大蔵大臣の御出身であります。池田大蔵大臣であります。従つて大蔵大臣自身といひました。これは相當深い関心を持つております。従つて今後この法案が成立いたしますならば、提案者といひました。強硬に大蔵省にも折衝をいたしまして、ただいまの御趣旨のやうな予算獲得につきましては、一段の努力を傾注する所存でございます。実施計画等につきましては事務當局からお答えをいたします。

○堀田委員 この土壤保全の關係及び道路關係の予算の見通しにつきましては、大体昨日申し上げましたやうに、面積が十四万六千町歩、約十五万町歩程度の面積が急傾斜地帯としてあるわけでございます。これらのもので全部が全部に道路なりあるいは土壤保全の措置を講じなければならぬものとは限りません。おおよその見通しといたしましては、このうちの半分程

急傾斜地帯でさつきやうに本案の適用し得る地帯の設定といふですか、そういう仕事からかかつて、その上で予算的措置を講ずる段取りになるのじやありませんか、その点をこの際一応明らかにしてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○坂本(實)委員 ただいま井上委員の御質問でございますが、提案者といひまして一言お伝えしておきたいと思ひます。この法案をつくり出す過程におきまして、大蔵省ともいろいろ折衝いたしましたのでございまして、折衝の御出身であります。池田大蔵大臣の御出身であります。池田大蔵大臣であります。従つて大蔵大臣自身といひました。これは相當深い関心を持つております。従つて今後この法案が成立いたしますならば、提案者といひました。強硬に大蔵省にも折衝をいたしまして、ただいまの御趣旨のやうな予算獲得につきましては、一段の努力を傾注する所存でございます。実施計画等につきましては事務當局からお答えをいたします。

○堀田委員 この土壤保全の關係及び道路關係の予算の見通しにつきましては、大体昨日申し上げましたやうに、面積が十四万六千町歩、約十五万町歩程度の面積が急傾斜地帯としてあるわけでございます。これらのもので全部が全部に道路なりあるいは土壤保全の措置を講じなければならぬものとは限りません。おおよその見通しといたしましては、このうちの半分程

急傾斜地帯でさつきやうに本案の適用し得る地帯の設定といふですか、そういう仕事からかかつて、その上で予算的措置を講ずる段取りになるのじやありませんか、その点をこの際一応明らかにしてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○坂本(實)委員 ただいま井上委員の御質問でございますが、提案者といひまして一言お伝えしておきたいと思ひます。この法案をつくり出す過程におきまして、大蔵省ともいろいろ折衝いたしましたのでございまして、折衝の御出身であります。池田大蔵大臣の御出身であります。池田大蔵大臣であります。従つて大蔵大臣自身といひました。これは相當深い関心を持つております。従つて今後この法案が成立いたしますならば、提案者といひました。強硬に大蔵省にも折衝をいたしまして、ただいまの御趣旨のやうな予算獲得につきましては、一段の努力を傾注する所存でございます。実施計画等につきましては事務當局からお答えをいたします。

○堀田委員 この土壤保全の關係及び道路關係の予算の見通しにつきましては、大体昨日申し上げましたやうに、面積が十四万六千町歩、約十五万町歩程度の面積が急傾斜地帯としてあるわけでございます。これらのもので全部が全部に道路なりあるいは土壤保全の措置を講じなければならぬものとは限りません。おおよその見通しといたしましては、このうちの半分程

急傾斜地帯でさつきやうに本案の適用し得る地帯の設定といふですか、そういう仕事からかかつて、その上で予算的措置を講ずる段取りになるのじやありませんか、その点をこの際一応明らかにしてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○坂本(實)委員 ただいま井上委員の御質問でございますが、提案者といひまして一言お伝えしておきたいと思ひます。この法案をつくり出す過程におきまして、大蔵省ともいろいろ折衝いたしましたのでございまして、折衝の御出身であります。池田大蔵大臣の御出身であります。池田大蔵大臣であります。従つて大蔵大臣自身といひました。これは相當深い関心を持つております。従つて今後この法案が成立いたしますならば、提案者といひました。強硬に大蔵省にも折衝をいたしまして、ただいまの御趣旨のやうな予算獲得につきましては、一段の努力を傾注する所存でございます。実施計画等につきましては事務當局からお答えをいたします。

○堀田委員 この土壤保全の關係及び道路關係の予算の見通しにつきましては、大体昨日申し上げましたやうに、面積が十四万六千町歩、約十五万町歩程度の面積が急傾斜地帯としてあるわけでございます。これらのもので全部が全部に道路なりあるいは土壤保全の措置を講じなければならぬものとは限りません。おおよその見通しといたしましては、このうちの半分程

度が、何とかそういうような施設もやらなければならぬところではなからうかというふうに考えております。それで国の経費をいたしましては、これもまだ補助率その他がきまつてはおりませんけれども、一応概算の見積りとしたしましては、十箇年計画程度でもつて七十億程度のものが必要ではなからうかというふうに実は考えておる次第でございます。しかしこの土壌保全関係につきましては、政府といたしましてこれが施策を講じたのはごく最近のことでございます。昭和二十五年から予算を計上いたしまして、シラス対策と同時に、こういつたような急傾斜の土壌保全に対する工事を進めて来たわけでございまして、まだいづれもサンブル程度の工事しかやつておらぬわけでありまして、それで府県におきましては、県営工事といたしましてこれらの工事をやり、その結果は非常に成績が良好でございまして、先般の台風その他につきましても、この工事をやつた所がほとんど被害がないというふうな結果を来しております。従いましてこれらのものを大々的に工事をやらなければならぬという事になります。ただいまその実施の具体策といたしまして、本年度も二百七十万円の調査費を計上いたしまして、農地局の方でこれらの地帯の具体的な対策につきまして調査を進めることになつております。従いまして今回御提案になりましたような法案が通りますれば、われ／＼の方といたしまして、まことに時宜を得たことと思われまので、御提案者の御趣旨をよく伺ひまして、その結果に基づいて予算化について

て努力をして行きたい、このように考えております。

○竹村委員 私この際提案者に事態を明らかにしていただきたいために、一点だけ伺つておきたいのでございませう。いわゆる急傾斜地帯の指定という点でございまして、この指定は急傾斜地帯農業振興対策審議会が議決するということになつておるのであります。しかし提案者としては、この急傾斜地帯を指定するのは県単位でされるのか、あるいは郡単位でされるのか、この点一点。

それからもう一つは、この次に「区域」といふやつておるのですが、そこで私の伺いたいのは、まず郡単位くらいで地帯として指定されて、そうしてその区域はその郡内における最も急傾斜の畑を有する町村その他の必要な所を区域と指定されるということにならなければ、県単位に急傾斜地帯を設定するということになります。それ以外に除外された県は、ほんとうにその県内において一部分急傾斜地区があつたといつても除外されるということになります。今後大きな問題となりますので、この点提案者としてはつきりしていただきたいと思ひます。

○農師神岩太郎君 今竹村委員の御質問はもつともだと思ひのであります。私たちが提案者として同感であります。やはり郡単位の事業計画を立てるということにしたいと思つております。ちやうど今の県単位ということになりますと、一部分に急傾斜の最も施設を要する部分があつても、その總体的面積その他からいつて、オミットする県ができて来るわけでありま

すから、御説のような方法で進む考えで提案してあるわけでありませう。

○竹村委員 もう一点はつきりしておきたいのは第十條でございませう。この十條の中に昨日も問題になつたのでありますけれども、「農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。」という中で、提案者の趣旨はたとへば「農地の保全及び改良に関する事項」という問題を取扱う場合においては、場合によつてこれは農業委員会に委託してもいい、こういう考えであらうと思ひます。またその三の「農業技術の改良及び農業経営の合理化に関する事項」に對しましても、いわゆる改良普及所との関係において立てるいろいろな問題があると思ひます。こういうものを立てるにいたしまして、改良普及所に一応委託する。予算の確保の問題についても農業委員会等に委託してもいいというふうな、一応提案者としてはそういう考えを持つてこれが提案されてゐると私は思ひのであります。それでなければこういう膨大な計画をまた別に立てるといふようなことになりまます。農林の総合的な振興対策の点から考えまして非常に不便を感じますので、この点もそういう趣旨であるかどうかという点をはつきりしておきたいのであります。

○河井説明員 ただいまのお尋ねの点は御意見のように運用して行く考えであります。

○竹村委員 もう一点。今度は振興対策審議会委員を農林大臣が任命する問題であります。昨日もいろいろ問題になつておりましたが、私はこの中ではつきり五、六、七、八、つまり都道府県知事、都道府県議会議長、市町村

長、市町村議會議長というものが入人、この中ではこれにはつきり加えることになつてゐるのであります。これは何か他の人と変更する必要があるのではないかと。もちろん今ただちにこれを訂正するということは困難だと思ひますが、漸次何かの機会にこれを訂正しなければ、これは地帯、地区の設定に對して不公平が生ずるのではないかと、非常に問題があるのではないかと考えますので、これは何かの機会に訂正する考えがあるかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○坂本(實)委員 審議会の構成員の問題につきましても御意見であります。が、ただいまの原案の通り一応進めてみまして、さらに不都合が生じますならばそのときの問題として考えたいと、かように考えております。

○吉川委員 これは提案者でなくとも政府でもよろしいのであります。第二條にいう地帯は、全国的に見てどの地方に多くあるか、それから寒冷單作地帯とそれから急傾斜地帯とのダブツた面の調整をするのかどうか、しないか、それとそれのダブツた部分の恩典といふ点、特典を認めるのかどうか、まずその点を伺ひたい。

○農師神岩太郎君 吉川委員の御質問にお答えしたいと思ひます。大体急傾斜地帯の分布状態は、九州の一部、それから瀬戸内海地帯、瀬戸内海地帯が大体一番典型的な急傾斜地帯でありまして、四国、中国の大部分は入るわけでありませう。それから兵庫、から和歌山、静岡、神奈川というような方面にも集団的に分布しております。その他にも小規模には至るとこ

ろにあるわけでありませう。そういうふうになつております。

それからなお積雪寒冷地帯とのダブル点であります。これは事業計画の上において両方の計画を調整するのはこれは農林大臣が調整することになるわけでありませう。それから大体においてきのうの問題が出たのであります。が、ダブる場合において結局積雪寒冷地帯は地域というものがはつきり限定されておるのであります。急傾斜地帯はまだ地域というものが確定しておらぬのであります。積雪寒冷地帯は指定された特定地域以外には及ばぬわけでありませうけれども、積雪寒冷地帯に急傾斜地帯があれば、この法律の恩典に浴すると言つてはどうかと思ひますが、適用を受けることがあるわけでありませう。かりに積雪寒冷地帯に急傾斜地帯があつて、両方の事業計画が錯綜する場合には、農林大臣がその御にあつてこれを調整することになるわけでありませう。

○吉川委員 それはよくわかりました。そこで、農地は水田、畑地の区別がないという事は、昨日明らかにされたと思ひますが、その通りに了承してよろしいかどうか。それからただいまの農師神岩さんのお答えにもあつたのでございませうが、面積が問題になると思ひますが、集団地の面積はどのくらいを限度としておるのか。それが昨日までの質疑では明らかにされてないから、その辺をもう少し明確にお答えをお願いしたいと思ひます。

○農師神岩太郎君 大体面積は二十町歩くらいを単位にすることが適當ではないかというふうに、提案者としては考えておるわけでありませう。ただ昨日

も申し上げましたごとく、また今竹村委員からの御質疑もありましたが、国は郡単位で指定する。県知事はまた町村単位でこれを指定することができることになるわけでありまして、結局一面においては、その郡なり町村なりの全耕地の中に占める急傾斜のパーセンテージによつて考えられなくてはならぬのではないかと。耕地の五割しか占めていない場合と、五割を占めていない場合とは、面積は十倍でありすけれども、個々の農民の過重な労働と、一面において労働の生産性の非常に低いということは十倍ではないのであつて、これが加味されなくては非常な問題であると思う。こういう点は町村の状態においてまた勘案せられるべきであつて、單に二十町歩なら二十町歩とせめても、それにのみ依存することとは非常なる不公平が起きて来るであらうというところを、われ／＼は考へておるのであります。これはこれから後の事業計画を立てる上において、実態調査と相まつて適切な案を立てなくてはならぬと思つております。ただ今の目安としては、大体二十町歩くらいが適切ではないかという、抽象的な意見ではあります、考へを持つております。

○吉川委員 集団面積といへば大体二十町歩くらいのことですが、お話の中にあります二十町歩は、その町村によつてそれ／＼條件が違ふ場合があると思つてあります。だからこの二十町歩は、一市町村の中で小面積をまとめて二十町歩にすることも、さしつかえないというふうなお考へを持つておられると思うが、そういうふうに理解してよろしいかどうか。それか

ら過重な労働を必要とする地区は、全国的にどのくらい面積がありますか。私の見るところでは、過重な労働を必要とする地区は、集団的な面積は比較的少く、分散している小面積が非常に多いと思ふ。これが対策を確立して農業生産力を高めるといふことは、日本の食糧確保の上に大きな関係があると思ふのでございすが、こゝいつた面について農林省としてはどういふふうに考へておいでになるか。

最後にこの審議会の構成であります。第十五條に市町村長や市町村議会の議長が委員になるようになっておりますが、これは地域が比較的限られておるだけに、利害関係町村長が入ることはいろ／＼弊害を生ずると思ふので、さういふ見方からいたしますと、むしろ市町村長や市町村議会議長はこの際この條文から除外するか、少くともさういふ項目を入れておくのだとすれば、利害関係の町村長、町村議会議長はこれに選ばれないといふことを規定しておく必要があるのではないかとと思ひますが、その点はどうぞい

ますか。

○榎本委員 後段の御質問にお答えいたします。ただいま御意見が出ました通り、審議会の運営にあたりまして、利害関係者が参画することは不都合ではないかという御指摘であります。これは先ほどもお答えをいたしました通り、将来の運営の過程におきまして、さういふ事実があらわれれば、これはまた適当に改正しなければならぬと思つております。とりあえずさういふことで、なるべく今お話のような利害関係者を避けまして、きつめて公正な立場にある人を任命していただく

ということにして行きます。将来の運営によつて適当にこれをまた考へたいと思つております。

○堀内委員 前段の集団地の面積の問題でございすが、さういつた地域についてどの程度仕事をやつて行くか、その仕事をやつて行く量によつて面積の大小といふものはおのずとさまつて来る関係もございします。しかし一応考へておきますのは、さういつた道路をつけ、あるいは保全のための水路をつけるといふような計画上の関連性のあつて行きたいと思つております。

○松浦委員 他に御質疑はございせんか。他に御質疑はないようございしますから、質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○松浦委員 御異議なしと認めます。これにて質疑は終局いたしました。引續いてこれより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。吉川久衛君。

○吉川委員 私は改進黨を代表いたしまして、本法案に対して賛成の意見を述べさせていただきます。

わが国の食糧事情がたゞいまきつめて重大な時期にございしますときに、国内のあらゆる不利益な地帯を整備いたしまして、農業生産力を高め、農民の農業経営を改善し、そして国民生活の発展に資するといふこの法案の趣旨は、きつめて適切な措置であると思つております。ただこの法案を按じますに、第一に、法案が整備されたいもの、その予算が明確に裏づけられていないといふことは、この法案をして有

名無実のものに陥れる危険がございします。この点については、政府は特にこの法案制定の趣旨にかながみまして、格段の配慮をされなければならぬと思ひます。それから先ほど質疑のときにも申し上げましたように、この種の地帯は、私は国内において限られた問題であると思ひますが、比較的小面積が多いと思ひますから、各町村単位の中に於いて小面積をまとめて、二十町歩なら二十町歩になるような運営の措置をとられることを要望をしたいと思います。

それからこの審議会の構成の問題でございすが、私の質疑のときにも申し上げた通り、市町村長や市町村議会議長等が、この利害関係町村から出されるようなことは、い／＼の弊害を生む可能性がございします。この点は特に政府において十分考慮をされたい。これら二、三の点を要望いたしまして、本法案に賛意を表するものであります。

○井上委員 私は社会党を代表いたしまして本法案に賛成をいたします。本案は本委員会におきまして、非常に長い日時を要しまして、あらゆる角度から実地調査を行い、また法案の整備についてもそれ／＼検討を加えられたのであります。御存じの通り、急傾斜地帯を対象にいたしまして農業を営んでおられます農家の労働といふのは、平坦地農業と比べまして、まづたゞ非常な労働が累積された結果でございまして、食糧増産という立場のみならず、農家経済の安定、ひいては国民全体の平和な幸福な生活という上から考

えてみましても、この問題は何とかして因として解決せなければならぬ喫緊の問題であつたわけでありまして、きつて寒冷地帯の臨時措置法が成立いたしました以来、これに対応した丘陵地帯としての対策がきつめて急を要するところから、さういふ法案の成立を見るに至りましたことは、非常に喜ばしいことであります。

特に本案の実施にあたりまして政府当局に御注意を申し上げておきたい点は、何分その該当地帯が全国の各地にわたつておまして、いづれも本案の適用を要する地帯のみでございすが、さりとて申せ、予算的な関係や、あるいは人等の関係がございまして、全部地元農民の要求に沿うことがなかなか困難であらうと思ひます。そこでさしあたり特にこの丘陵地帯として非常に長い間苦しんでおり、ほとんど大半を丘陵地帯によらなければ生活ができ得ない地方があります。たとへば四国地方、そのうちでも特に高知県、愛媛県、さらには九州地方、中国地方、これらの地帯はいずれも非常に急傾斜地帯の農業をやつておられますので、この方面に特に政府の力を速急に注ぐという対策をまず立てていただきたい。つまり地域指定をまずその地方から手をつけることが必要ではないかと私も痛感しておるわけでありまして、それと同時に予算的処置も――今吉川委員からも御指摘がございしましたように、問題はさういふ予算的処置がどう裏づけられるかといふことが、本案の生命でございします。さきに事務当局では、全体で七十億程度という見通しでございすが、そのうちの金をもつてしたので、まづたゞ私は焼け石に水くらい

三

対策しかできないのではないかと
考へがいたします。そこで政府補助金
はもとよりのこと、また金融処置につ
きましても、それ／＼必要な対策を至
急にお立てを願ひまして、本案が十分
有効に使えるようにひとつ政府の処置
を願ひたい。

最後は本案の運用の問題でございま
す。これは今吉川君からも御指摘があ
り、本案の審議にあつて、各委員か
らもそれ／＼質疑がございしました通
り、この運営が非常に重要でございま
して、たとえば当該地帯面積をどう押
えるか、どういふ農業計画を優先的に
取扱うか、あるいはまたはどういふ計
画を指示するかというような問題を扱
うので、非常に重要でございしますか
ら、それらを構成する審議会委員につ
きましても、十分ひとつ妥当、適当な
人選をされまして、本案のすみやか
なる成果を見ることのできますよう
に、政府の格段の努力を要求いたしま
して、賛成の意見にかえる次第であり
ます。

○松浦委員長 竹村奈良一君。

○竹村委員 私には日本共産党を代表い
たしまして、本案に賛成するものであ
ります。

さて御承知のように、わが国におき
ますところの食糧自給問題は、国の運
命に関する最も重要な問題でありまし
て、その一応の裏づけとして本日急傾
斜地帯に対処するところの特別な措置を
講ずるということが提案されたのであ
りますが、さて私はこの法案の審議の
経過を通じて考えますと、この法律は
大体五箇年有効であるといわれてお
ります。ところがこの委員会における
審議の中で、政府は——これは議員提出

でありますけれども、政府はそれに対す
る対策をこれからはつ／＼始めるとい
うことが明らかになつたわけでありま
す。従つてこれらの地帯の対象になる
反別その他につきましても、最も古い
統計を援用されましてこれから始めら
れる。しかもこれに対しては現在では
予算的措置というものはないわけであ
ります。政府の昨日の御意見では、千
五百七十万円というものをこれに運用
できるといふことを申しておられるの
でありますけれども、この少額をもつ
てして早急にこの問題を解決するのは
非常に困難ではないか。しかもこの五
箇年間の期間中に、——この法律が一度
日の目を見ましても、五箇年間に
てこれを完成せしめるような措置が講
ぜられるかどうかという点、これは、
われ／＼は非常に危惧をいたしている
次第であります。もしそういうような
ことになりましたらば、法律は制定さ
れましても、一片の空文にひとしくな
るのであります。その点十分政府は
注意されて、今度の補正予算のときに
は、必ずこれの裏づけとしての予算が
計上されること、それからもう一つは
いろいろな地帯あるいは区域の指定に
対しては、最も公正妥当な見地からこ
れを行うこと、あるいはまた今後食糧
自給の立場から最も必要とされてお
りますところの山林牧野等の開墾地帯に
対しましても、こういう規定を援用し
て十分な施設を講ずること等を希望
いたしまして、賛成するものでありま
す。

○松浦委員長 これにて討論は終局い
たしました。

これより急傾斜地帯農業振興臨時措

置法案について採決いたします。本案
に賛成の諸君の起立を求めます。本案

〔議員起立〕

○松浦委員長 起立議員。よつて本案
は原案通り可決すべきものと決しまし
た。

なおお諮りいたします。本案に関する
衆議院規則第八十六條の規定による
報告書の作成に關しましては、委員長
に御一任を願ひたいと思ひますが、御
異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めまし
て、さう決しました。

次会は公報をもつてお知らせいたし
ます。

今日の会議はこの程度にとどめ、散
会いたします。

午前十一時五十一分散会

〔参照〕

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案
(坂本實君外四十六名提出)に關する
報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕